

# 別 表 1

番号	1
事務・事業の名称	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務
法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院の指定</li> <li>2 児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院に係る指定の取消し</li> <li>3 児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査</li> <li>4 児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は差止め</li> <li>5 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 11 条に規定する 1 の病院に係る指定の申請書の受理</li> <li>6 児童福祉法施行規則第 14 条に規定する 1 の病院に係る変更の承認</li> <li>7 児童福祉法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院に係る変更等の届出の受理</li> <li>8 児童福祉法施行規則第 16 条に規定する 1 の病院に係る指定の辞退の申出の受理</li> </ol>
関係省庁	厚生労働省

番号	2
事務・事業の名称	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定</li> <li>2 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理</li> <li>3 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し</li> <li>4 生活保護法第 55 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る告示</li> <li>5 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理</li> <li>6 生活保護法施行規則第 11 条の規定による 1 の病院等に係る保護の実施機関の意見聴取</li> <li>7 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理</li> <li>8 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理</li> </ol>
関係省庁	厚生労働省

番号	3
事務・事業の名称	生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定</li> <li>2 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理</li> <li>3 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 51 条第 2 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し</li> <li>4 生活保護法第 55 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示</li> <li>5 生活保護法施行規則第 10 条の 2 第 1 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理</li> <li>6 生活保護法施行規則第 11 条の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る保護の実施機関の意見聴取</li> <li>7 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理</li> <li>8 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理</li> </ol>
関係省庁	厚生労働省

番号	4
事務・事業の名称	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、経済産業大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工会議所法第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可（同法第 25 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 14 号、第 15 号及び第 18 号の事項に係るものに限る。）</li> <li>2 商工会議所法第 46 条第 4 項の規定において準用する同法第 27 条第 3 項の関係市町村長の意見の聴取（商工会議所法第 25 条第 3 号、第 6 号、第 12 号及び第 13 号の事項に係るものを除く。）</li> <li>3 上記 1 の定款の変更の認可に関する商工会議所法第 46 条第 4 項及び第 60 条第 4 項の規定において準用する同法第 28 条の認可又は不認可の通知</li> <li>4 商工会議所法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可</li> <li>5 商工会議所法第 46 条第 2 項及び商工会議所法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 52 号）第 6 条の規定による商工会議所の定款の変更の認可（上記 1 に掲げる事項に係るものに限る。）の申請書の受理</li> <li>6 商工会議所法第 60 条第 2 項及び商工会議所法施行規則第 8 条の規定による商工会議所の解散の認可の申請書（様式については、同規則様式第 7 の特例を講ずる。）の受理</li> </ol>
関係省庁	経済産業省

番号	5
事務・事業の名称	調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調理師法第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定（調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 1 条の 2 の規定による申請は、調理師養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。）</li> <li>2 調理師法施行令第 1 条の 3 第 1 項の規定による 1 の調理師養成施設に係る内容変更の承認（同条第 2 項の規定による内容変更の承認の申請は、指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。）</li> <li>3 調理師法施行令第 1 条の 4 の規定による 1 の調理師養成施設に係る入所者の数等の届出の受理</li> <li>4 調理師法施行令第 1 条の 5 の規定による 1 の調理師養成施設に係る名称等の変更等の届出の受理</li> <li>5 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 5 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の申請書の受理</li> <li>6 調理師法施行規則第 8 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る変更の承認の申請書の受理</li> <li>7 調理師法施行規則第 10 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る報告の徴収及び必要な指示</li> <li>8 調理師法施行規則第 11 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の取消し</li> </ol>
関係省庁	厚生労働省

番号	6
事務・事業の名称	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 母子保健法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定</li> <li>2 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し</li> <li>3 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査</li> <li>4 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は差止め</li> <li>5 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 10 条に規定する 1 の病院等に係る指定の申請書の受理</li> <li>6 母子保健法施行規則第 12 条に規定する 1 の病院等に係る変更等の届出の受理</li> <li>7 母子保健法施行規則第 13 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理</li> </ol>
関係省庁	厚生労働省

番号	7
事務・事業の名称	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 1 項の規定による危険猟法（ケタミン及びその塩類、キシラジン及びその塩類又はメデトミジン及びその塩類を使用する猟法に限る。）の許可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可</li> <li>2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る申請の受理</li> <li>3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る有効期間の設定</li> <li>4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る条件の付与</li> <li>5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証（様式については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 15 号の特例を講ずる。）の交付</li> <li>6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付</li> <li>7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 9 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</li> <li>8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 10 項の規定による 1 の許可に係る必要な措置の命令</li> <li>9 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 11 項の規定による 1 の許可に係る許可の取消し</li> <li>10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項の規定による 1 の許可に係る申請書の受理</li> <li>11 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る必要と認める書類の提出要求</li> </ol>



	<p>12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付の申請書の受理</p> <p>13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の氏名又は住所の変更の届出の受理</p> <p>14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の亡失の届出の受理</p> <p>15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</p>
関係省庁	環境省